

平成 18 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代 表 者 名	取締役社長 高木 繁雄
本店所在地	富山県富山市堤町通り一丁目 2 番 26 号
コード番号	8 3 7 7 (東証一部、札証)
問い合わせ先	企画グループマネージャー 庵 栄伸
	電話番号 0 7 6 (4 2 3) 7 3 3 1

## 新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 18 年 9 月 29 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行 (一般募集)

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 95,000,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 18 年 10 月 11 日(水)から平成 18 年 10 月 13 日(金)までの間のいずれかの日 (以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、1 株につき上記(2)により決定される払込金額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1 株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村証券株式会社、みずほ証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社、新光証券株式会社及びモルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 3 営業日後の日までとする。
- (7) 払 込 期 日 平成 18 年 10 月 19 日(木)から平成 18 年 10 月 23 日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 6 営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 本件は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 10,000,000 株  
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から10,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (9) 本件は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 社 普 通 株 式 10,000,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。  
の 決 定 方 法
- (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。  
び資本準備金の額
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申 込 期 間 一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了  
( 申 込 期 日 ) する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成18年11月17日(金)から平成18年11月21日(火)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役に一任する。
- (10) 本件は、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から10,000,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、10,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年9月29日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式10,000,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成18年11月17日（金）から平成18年11月21日（火）までの間のいずれかの日（ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。）を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数 (平成 18 年 8 月 31 日現在)	普 通 株 式	1,286,630,146 株	
	第 1 回第 1 種優先株式	150,000,000 株	
	第 1 回第 4 種優先株式	79,000,000 株	
	第 1 回第 5 種優先株式	107,432,000 株	
	合 計	1,623,062,146 株	
(2) 公募増資による増加株式数	普 通 株 式	95,000,000 株	
(3) 公募増資後の発行済株式総数	普 通 株 式	1,381,630,146 株	
	第 1 回第 1 種優先株式	150,000,000 株	
	第 1 回第 4 種優先株式	79,000,000 株	
	第 1 回第 5 種優先株式	107,432,000 株	
	合 計	1,718,062,146 株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	普 通 株 式	10,000,000 株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	普 通 株 式	1,391,630,146 株	(注)
	第 1 回第 1 種優先株式	150,000,000 株	
	第 1 回第 4 種優先株式	79,000,000 株	
	第 1 回第 5 種優先株式	107,432,000 株	
	合 計	1,728,062,146 株	(注)

(注) 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 41,095,500,000 円については、全額を一般運転資金に充当する予定であります。

また、同時にこの資金は自己資本の充実に資するものとなり、このことを通じ当社は、公的資金の早期返済を目指し、戦略的な投資や株主還元策を含めた資本政策の柔軟性を向上させてまいります。

### (2) 業績に与える見通し

当社が平成 18 年 5 月 26 日に公表しております業績予想に関して、今回の公募増資に伴う当該業績予想の変更はございません。

なお今回の公募増資及び第三者割当増資は財務基盤の強化（自己資本比率の向上及び資本の質の向上）に結びつくことから、経営戦略の着実な実現及びそのスピードアップ、信用力向上による資金調達コストの低減等が期待でき、中・長期的な収益拡大に繋がるものと考えております。

## 4. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、傘下の銀行等グループ企業の事業の公共性に鑑み、長期にわたる経営基盤の確保に努め、株主のみなさまに対し安定的な配当を行うことを基本方針としております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

業績を勘案するとともに、公的資金返済を展望し、経営体質の改善・強化のため内部留保の蓄積にも意を用いつつ安定的な配当の維持に向けて努力してまいります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### (3) 内部留保資金の使途

上記の基本方針に基づき、内部留保の充実による経営体質改善に重点を置きつつ、公的資金の早期返済に向けた自己資本の充実に目処をつけた上で、株主重視の考え方に則った対応も検討してまいります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	3.78円	3.11円	7.37円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当)			
普通株式	1.00円 ( - 円)	1.50円 ( - 円)	1.50円 ( - 円)
第1回第1種優先株式	7.70円 ( - 円)	7.70円 ( 3.85円)	7.70円 ( 3.85円)
第1回第4種優先株式	-円 ( - 円)	6.62円 ( 3.31円)	6.62円 ( 3.31円)
第1回第5種優先株式	-円 ( - 円)	15.00円 ( 7.50円)	15.00円 ( 7.50円)
実績配当性向	26.45%	48.23%	20.35%
株主資本当期純利益率	3.36%	2.79%	6.35%
株主資本配当率	0.88%	1.48%	1.29%

- (注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を普通株式の期中平均株式数(除く自己株式)で除した数値であります。
2. 各決算期の配当性向は、当期普通株式配当金総額を、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額で除した数値であります。
3. 各決算期の株主資本当期純利益率は、当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を株主資本(期首の資本の部合計から「期首発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額と期末の資本の部合計から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額の平均)で除した数値であります。
4. 各決算期の株主資本配当率は、当期普通株式配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計から「期首発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額と期末の資本の部合計から「期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額の平均)で除した数値であります。

### (5) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

上記<ご参考>2.記載のとおり、当社は、第1回第1種、第1回第4種及び第1回第5種優先株式を発行しており、このうち、第1回第1種及び第1回第4種については、普通株式への転換が可能であります。平成18年8月31日現在発行している第1回第1種及び第1回第4種優先株式の全てがそれぞれ平成18年8月31日現在において有効な転換価額で転換された場合、かかる転換により発行される普通株式の総数は260,716,242株となります。これは、今回の公募増資及び第三者割当増資後の発行済普通株式総数の18.73%に相当します。

### (3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	174 円	172 円	324 円	518 円
高 値	217 円	351 円	590 円	532 円
安 値	127 円	166 円	285 円	385 円
終 値	170 円	325 円	517 円	447 円
株価収益率	43.15 倍	47.37 倍	28.23 倍	—

- (注) 1. 平成15年9月26日付をもって東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成19年3月期の株価については、平成18年9月28日現在で表示しています。
3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。

以 上

本件に関するお問合せ先

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ

企画グループ 北川、河合、達田 (076-423-7331)

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。